

「舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」改正案（抜粋）

概要				
◎ 概要				
1 可燃ごみの処理手数料を改めるとともに、不燃ごみの処理手数料を定めるもの				
一般廃棄物の区分	袋の区分 (1袋につき)	手数料		
		(改正前)	(改正後)	
家庭系一般廃棄物	可燃ごみ	100相当	8円	10円
		200相当	17円	20円
		300相当	26円	30円
		450相当	40円	45円
		900相当	79円	90円
	不燃ごみ(埋立ごみに限る。)	200相当	—	20円
		300相当	—	30円
		450相当	—	45円
	不燃ごみ(ペットボトル及びプラスチック容器包装類に限る。)	200相当	—	16円
300相当		—	24円	
450相当		—	36円	
事業系一般廃棄物	可燃ごみ	450相当	40円	45円
		700相当	62円	70円
		900相当	79円	90円
2 舞鶴市の処理施設へ一般廃棄物を搬入する場合の受付に係る手数料を規定するもの				
処理施設の区分		手数料		
舞鶴市清掃事務所		1回につき 200円		
舞鶴市リサイクルプラザ		1回につき 400円		
(1) 市長が特に認める場合を除き、既納の手数料の還付不可				
(2) 天災等特別の理由があると認める場合は、手数料の免除が可能				
◎ 施行期日等				
1 施行期日 令和3年7月1日				
2 経過措置 改正前の別表に規定する可燃ごみの処理に係る手数料を徴収し、交付した家庭用ごみ袋及び事業用ごみ袋で、現に残存するものは、施行期日以後の可燃ごみの処理においても、なお使用可能				
3 準備行為 不燃ごみの施行期日以後における処理に係る手数料の徴収その他必要な準備行為は、同日前においても実施が可能				